

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 3 号
2 0 1 4 年 1 1 月 1 9 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「交番検査周期延伸を目的とした試験走行」の実施に関する申し入れ

10月31日、会社から組合側に対して「お知らせ」として「交番検査周期延伸を目的とした試験走行」について連絡があった。内容は、「30日または3万キロ以内」の検査周期を「45日または6万キロ以内」に延ばすことを目的にテストカーで走行試験を実施するというもので、その後当該の職場でも社員に簡単な説明はあったものの釈然としない事柄が多い。

よって以下の通り申し入れるので労使協議を開催すること。安全に関わる事柄につき早急に場の設定をすること。

記

1. 「試験走行」を行う目的と、検査周期実施を考えている時期を明らかにすること。
2. 試験走行について、国土交通省と中部運輸局に届け出を行い認可を受けたとしているが、その申請内容と認可された内容について明らかにすること。
また昨年度から準備を進めてきたとしている「外部の有識者を含めた検討委員会」とはいかなる内容のものか明らかにすること。
3. 「285 Km/h 速度向上」を行い、立て続けに交番検査の周期延伸を実施することは安全上問題があると考え、安全の担保をどの様に確保するのか明らかにすること。
4. 現行の交番検査施工の基準となる「省令」の内容について明らかにすること。また、交番検査の周期延伸を行う場合「省令」等の変更が必要になると考えるが、どのような手順を踏んで行うのか、考え方を明らかにすること。
5. 今回の走行試験では「消耗品の摩耗量のデータ取り」に重点を置いているように見られるが、「電気機器」等の検証はなぜ行わないのか明らかにすること。
6. 700系車両は、なぜ今回の試験走行から除くのか明らかにすること。
7. 今回の試験走行における「入念点検」では、車軸探傷、特交検作業、接地ブラシ等の検査業務は施工されるが、仮に周期延伸が実施された場合にはこれらの業務は除外されるのか、考え方を明らかにすること。
8. 今回の「試験走行」で、交番検査を施工しないことが原因で万一事故・故障等が発生した場合の責任の所在について明らかにすること。

以上